

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

当社は、近年、M&Aを積極的に推進しています。100%株式譲受により、SES事業を主力としたIT企業をグループ化し、事業基盤の強化を図っています。また、事業譲渡を通じて、新たに派遣事業を開始し、事業領域を拡大しています。これらの連携により、異業種間の協力を促進し、パートナー企業とのシナジーを最大化しながら、今後もさらなる事業拡大・新たなビジネスモデルの創出を目指していく所存です。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

当社は、企業のDX化を推進するために、グループ内のSES事業拡大に伴い、海外IT人材の活用を進めています。これにより、より多様な人材を外部へ提供し、国内外でのIT業務の効率化とスピード向上を目指しています。派遣や直接採用を通じて、グローバルなIT人材の支援を強化し、顧客企業の成長をサポートしています。

c. 専門人材マッチング

当社は、外国人材の紹介・支援において長年の実績を有しており、製造業を中心に、介護業、宿泊業、外食業など、多岐にわたる業界での人材紹介・支援を行っています。特に、30年にわたる実績とノウハウを活かし、全国規模でシェア拡大を目指しています。また、派遣事業部門では、主に外国人材を大手製造業に派遣しており、今後は東海エリアを中心に派遣スタッフの倍増を目指すとともに、さらなるエリア展開を進めていきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働

条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

※手形等には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025 年 4 月 8 日

G. A. コンサルタンツ株式会社
企 業 名

代表取締役 勝本 健司
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載がとりやめになることがあります。